

世田谷区スポーツビジョン

～「スポーツの世田谷」をめざして～

(平成26年度～平成35年度)

平成26年3月

 公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団

目次

第1章 計画の趣旨

| | |
|------------|---|
| 1. 計画の趣旨 | 1 |
| 2. 計画の3本の柱 | 1 |
| 3. 計画の目標 | 2 |
| 4. 計画の位置付け | 2 |
| 5. 計画の期間 | 3 |

第2章 スポーツを取り巻く現状と課題

| | |
|-----------------------------|---|
| 1. スポーツを取り巻く環境の変化 | 4 |
| 2. 世田谷区を取り巻く現状 | 5 |
| 3. 現状から見てくる世田谷区の課題 | 6 |
| 4. 「世田谷区スポーツビジョン21」(前計画)の総括 | 6 |

第3章 「世田谷区スポーツビジョン」の施策

I 地域スポーツの推進

| | |
|-------------------------|---|
| 取組Ⅰ-1 総合型地域スポーツクラブの活動支援 | 8 |
| 取組Ⅰ-2 賛助会員との連携 | 8 |
| 取組Ⅰ-3 地域資源の活用と人材育成 | 9 |
| 取組Ⅰ-4 スポーツに触れる機会の拡大 | 9 |
| 取組Ⅰ-5 スポーツをする場の提供 | 9 |

II ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

| | |
|------------------------------|----|
| 取組Ⅱ-1 子どものスポーツ・運動をする機会の充実 | 10 |
| 取組Ⅱ-2 成人・子育て世代のスポーツ活動の推進 | 10 |
| 取組Ⅱ-3 高齢者のスポーツ活動の推進 | 11 |
| 取組Ⅱ-4 障害者のスポーツ活動の推進 | 11 |
| 取組Ⅱ-5 競技力向上施策の推進とスポーツの好循環の創出 | 11 |
| 取組Ⅱ-6 施設の特性を活かしたプログラムサービスの拡充 | 11 |
| 取組Ⅱ-7 広報・広聴機能の充実 | 12 |

III 安全・安心で快適なスポーツ施設運営及び拡充

| | |
|--------------------------|----|
| 取組Ⅲ-1 災害に備えた安全・安心な施設づくり | 13 |
| 取組Ⅲ-2 快適な施設利用の推進 | 13 |
| 取組Ⅲ-3 安定的な施設管理体制の推進 | 13 |
| 取組Ⅲ-4 新たな管理施設の獲得に向けた取り組み | 14 |

第4章 計画の推進体制

| | |
|---------|----|
| 計画の推進体制 | 15 |
|---------|----|

第1章 計画の趣旨

1 計画の趣旨

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（以下、財団といいます。）は、区民がスポーツ及びレクリエーション活動を通じて、心身ともに健康で豊かな生活をおくることができる「生涯スポーツ社会」の形成に寄与することを目的として平成11年2月に設立されました。設立以来、「いつでも」・「どこでも」・「だれでも」・「いつまでも」身近なところでスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指し、幅広くスポーツ・レクリエーションの普及・振興に努めております。

財団は、平成12年策定の「スポーツ振興基本計画」に基づき、平成14年に「世田谷区スポーツビジョン21」（以下、「ビジョン21」といいます。）という10カ年の計画を策定し、今日まで様々な施策を展開してきました。

この間、急速な少子高齢化社会の進行や社会経済情勢の変革、また、世田谷区教育委員会が平成17年3月に初めてスポーツ施策に関する計画として「世田谷区スポーツ振興計画」を策定するなど、世田谷区のスポーツを取り巻く環境も変化しています。

平成19年には「ビジョン21調整計画」（以下、「調整計画」といいます。）を策定し、世田谷区の計画との整合を図り、調整計画の期間を平成25年度末まで延長しました。

この「調整計画」は、それまでのビジョン21の基本的な姿勢を継承しつつ、平成19年度から平成23年度までの5カ年を前期、平成24年度から平成25年度までの2カ年を後期と分け、確実に実施できるように策定しました。また、後期の計画については、平成23年に制定された国の「スポーツ基本法」や、区民のニーズの変化に適応させながら、着実に計画を進めてきたところです。

平成26年3月にビジョン21の計画期間が終了するにあたり、財団の進むべき方向性を示した新たなスポーツ施策である「世田谷区スポーツビジョン（以下、「ビジョン」といいます。）」を策定しました。これを着実に推進することによって、当財団が世田谷区におけるスポーツ施設の管理者としての地位を確立することができ、すべての区民が公平かつ安定的にスポーツ活動ができるものと考えています。

本計画は、これまでのビジョン21の理念を継承するものであり、平成24年に策定された国の「スポーツ基本計画」を参酌するとともに、平成26年4月から施行される世田谷区の新たな「世田谷区スポーツ推進計画」と整合性を図りつつ、財団が取り組むべき指針となるものです。

2 計画の3本の柱

本計画は、以下に掲げる3つの項目を柱として、世田谷の特色を活かした財団ならではの施策を推進していくこととしています。

I

地域スポーツの推進

II

ライフステージ
に応じた
スポーツ活動等の推進

III

安全・安心で
快適なスポーツ施設
運営及び拡充

3 計画の目標

ビジョンの3本の柱に基づいて、10年後の世田谷区のスポーツ社会を見据え、以下の3つの目標を掲げ、その実現に向けて取り組みます。

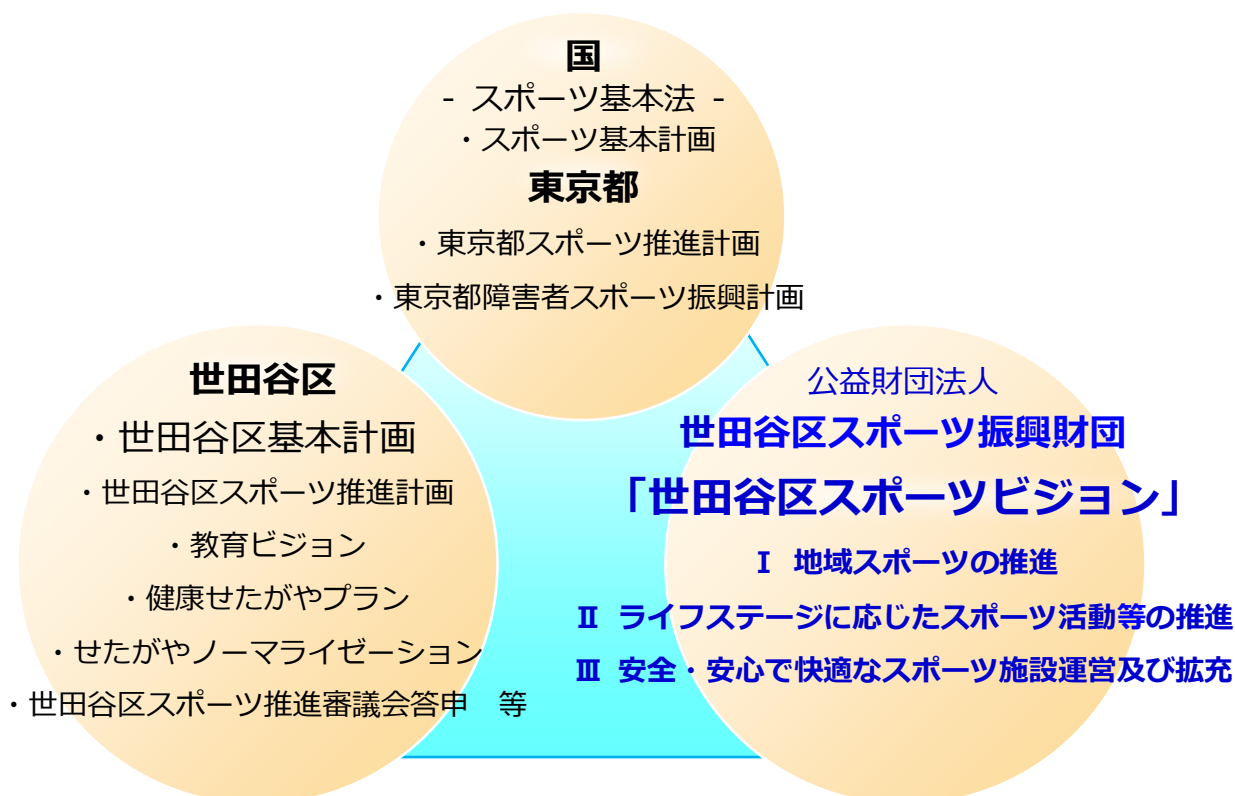
(1) 「地域スポーツの推進」を担う世田谷区の豊かな「人材」を活用し、区民が主体となってスポーツ活動ができる機会を提供します。

(2) 子どもたちの体力づくりとスポーツに親しむ習慣づくりや、成人のスポーツ実施率の向上のほか、高齢者や障害者のスポーツ活動を推進し、財団ならではの様々な事業を展開して、各種事業参加者並びに、施設利用者の拡大を図ります。

(3) スポーツ施設の安全・安心かつ快適な利用環境を創出し、安定的な管理運営及び、新たな管理施設の獲得を目指します。

4 計画の位置付け

本計画は、国の「スポーツ基本計画」をはじめとしたスポーツ関連計画を踏まえ、「世田谷区スポーツ推進計画」と深いつながりを持つものとして位置付けています。

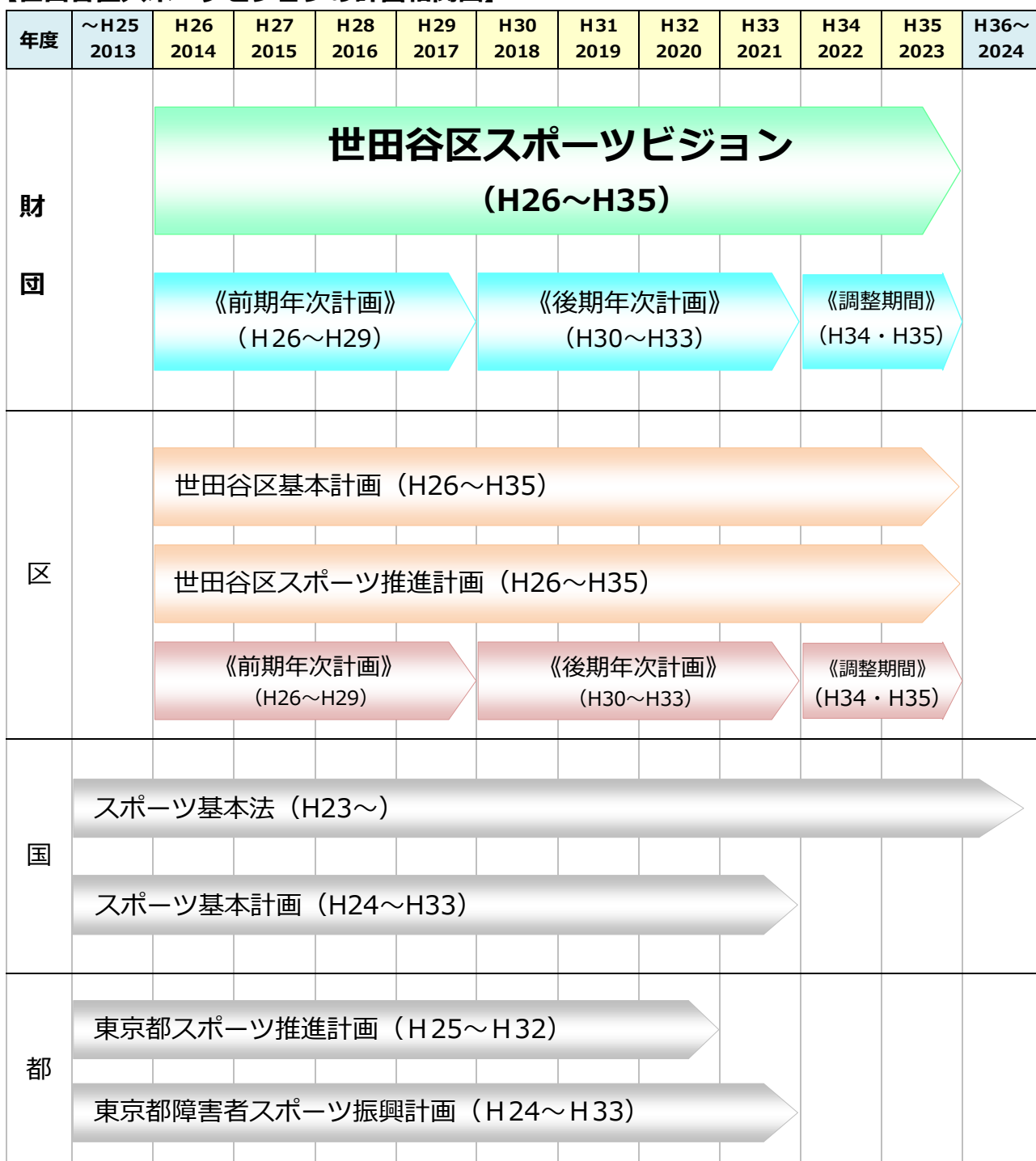


5 計画の期間

本計画に基づく具体的な事業計画の期間としては、総合的かつ包括的な計画とするという観点と、「世田谷区スポーツ推進計画」との整合性を図り、平成26年度から平成35年度までの10カ年の計画としています。

平成26年度から平成29年度の4カ年を前期年次計画期間、平成30年度から平成33年度の4カ年を後期年次計画期間として、各計画期間において事業の進捗状況や区民のニーズ・社会情勢に合わせた年次計画を策定し、最終的な調整期間を平成34年度から平成35年度の2カ年としています。

【世田谷区スポーツビジョンの計画相関図】



第2章 スポーツを取り巻く現状と課題

1 スポーツを取り巻く環境の変化

これまでのスポーツというものは、プロスポーツを含めた競技スポーツや、個人の趣味・遊びの延長といった意味合いが強くありました。

現在では、スポーツというものが人々の意識とともに大きく変わり、健康の保持増進やストレスの解消を目的としたもののほか、運動療法やリハビリのために行うものなどを含め、個々人の日常生活の中で身近に「する」「みる」「支える」といったものへ変化してきています。

スポーツというものが、社会において非常に重要な役割を担うものとして認知され、スポーツが持つ公益性や社会に与える影響は、誰もが認めるものとなっています。

近年では、未来を担う子どもの体力は低下傾向に歯止めがかかりましたが、依然として低い状況です。さらに、新たな課題としてスポーツ・運動をする子しない子の二極化が顕著となり、スポーツをしない子へのアプローチが必要となっています。

成人のスポーツにおいても、スポーツ実施率は着実に上昇しているものの、子育て世代や働き盛り世代のスポーツ実施率は低く、スポーツ参加の二極化という部分では同様の課題となっています。さらに、日本は世界でも類を見ない超高齢社会に突入しており、総務省の調査では、あと10年あまりで高齢化率（高齢者人口が総人口に占める割合）が30%を超え、3人に1人が高齢者と推計されていて、高齢者のスポーツ活動の必要性は医療分野を中心として非常に高まっています。

障害者スポーツについては、近年広く認知されてきましたが、その広がりや発展に対してスポーツができる環境が追いついていない状態であり、障害者であっても普段から健常者と同様にスポーツ活動を行える機会の提供を推進しなければなりません。

このほか、地域や学校教育等の指導者の不足や資質低下が問題となっており、スポーツを支える側の人材確保や資質の向上という新たな課題もでてきています。地域社会においては、少子高齢化や核家族化などに伴う人間関係の希薄化が進み、大きな社会問題となっています。

こうした状況の中、スポーツに期待される役割が変化していることにより、平成23年6月に国の「スポーツ振興法」が全面改正され、新たな「スポーツ基本法」が制定されました。

この中で、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利」であり、「全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」としています。

また、障害者スポーツの推進や、スポーツ振興におけるプロスポーツ選手の活用などが盛り込まれ、積極的に様々なスポーツを強く推進していく姿勢が求められています。

さらに、健康の保持増進や生きがいの創出に加え、地域コミュニティの活性化や社会経済の活力の創造、国際交流や国際社会への貢献など、スポーツに対するニーズは多様化し、スポーツが日本の未来を支えるものとして期待されています。

2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。オリンピック開催を盛り上げることによって区民のスポーツ機運はますます高まり、スポーツというものに注目が集まることで、スポーツ施策を進める良い機会となります。

2 世田谷区を取り巻く現状

世田谷区では昭和41年に区内最大規模である総合運動場が開設されるなど、様々なスポーツ施設の充実や場の確保が図られてきました。平成11年2月には、生涯スポーツ振興の推進役として、体育協会とレクリエーション協会の機能を兼ね備えた「財団法人世田谷区スポーツ振興財団」が設立されました。これまで、区と財団の連携により、公認競技会である「世田谷246ハーフマラソン」や「世田谷子ども駅伝」、また各種スポーツ教室などを実施して「スポーツの世田谷」を推進してきました。

区ではスポーツの推進に力を入れるため、平成20年4月、教育委員会にあったスポーツ所管課を区長部局に移管し、新たにスポーツ振興担当部を設置しました。また、地域では平成14年に世田谷区初の総合型地域スポーツクラブ「東深沢スポーツ・文化クラブ」が設立され、平成26年3月現在では区内7箇所にクラブが設置されており、地域コミュニティの活性化が図られています。

平成25年9月には「スポーツ祭東京2013(第68回国民体育大会)」が開催され、世田谷区ではテニス・ソフトテニス競技、全国障害者スポーツ大会では卓球・サウンドテーブルテニス・フライングディスク競技が実施されました。

平成25年6月に実施された区民意識調査によると、世田谷区における成人の週1回以上のスポーツ実施率は49.7%となっており、前回平成23年度における同様の調査に比べ増加しており、スポーツへの関心の高さがうかがえる結果となりました。しかし一方で、年に1回もスポーツを行わない人の割合も15.2%となっており、子育て世代や働き盛りの世代で実施率が低いということが明らかとなっています。

子どもの体力の低下や運動をする・しないの二極化現象や高齢化の問題など、世田谷区においても、全国平均と同様な課題が浮き彫りとなっており、ますます財団におけるスポーツ施策の充実が求められています。

さらに、世田谷区には区画整理や再開発を困難なものとしている場所が数多くあり、現状において今後新たなスポーツ施設の設置はなかなか望めないという状況があり、スポーツをする場の不足という問題はさらに深刻化しています。



総合型地域スポーツクラブ



世田谷246ハーフマラソン

3 現状から見えてくる世田谷区の課題

現状を踏まえ、第8期世田谷区スポーツ推進審議会が示した答申では、以下の課題を挙げています。

| 課 題 | | 具体的なキーワード |
|-----|----------|---|
| (1) | 生涯スポーツ | <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツをする機会・環境の不足 ○厳しい財源と人材確保 ○スポーツへの関心の低さと社会での必要性 ○中高年・女性へのスポーツに対する啓発 ○スポーツにおける安全確保 ○スポーツに関する情報の発信 |
| (2) | 地域スポーツ | <ul style="list-style-type: none"> ○総合型地域スポーツクラブ ○学校と地域スポーツ ○地域スポーツの担い手 |
| (3) | 子どものスポーツ | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもを取り巻く環境の変化 ○子どもたちのスポーツ機会の減少 ○子どもの体力の二極化 ○教育現場の指導者の育成 ○部活動とクラブチームの関係 |
| (4) | 障害者のスポーツ | <ul style="list-style-type: none"> ○障害者へのスポーツ機会・環境の提供 ○障害者が利用しやすいスポーツ施設の整備 ○障害者スポーツを支える人材の育成 ○スポーツを通じた障害者と健常者の交流 |

出典：第8期世田谷区スポーツ推進審議会（平成25年9月13日付答申）

4 「世田谷区スポーツビジョン21」（前計画）の総括

今後10年間を見通した財団の新たなスポーツ施策となるビジョンを策定するにあたり、前計画であるビジョン21の取り組み内容、成果の検証を行いました。

ビジョン21における取り組みと課題について分析したものを以下に挙げます。

(1) 地域スポーツの推進

| 取り組み内容 | 課 題 |
|--------------------------------------|--|
| ①総合型地域スポーツクラブの活動支援 | <ul style="list-style-type: none"> ①総合型地域スポーツクラブ間で相互支援や情報共有が出来る連絡・連携体制の整備やPR活動 ②スポ・レクネットの充実及び普及と指導者の資質向上 ③賛助会員の支援強化と認知度の向上 ④地域スポーツ団体等との協力体制の強化 |
| ②世田谷区スポーツ・レクリエーション指導者制度（スポ・レクネット）の充実 | |
| ③賛助会員との連携 | |
| ④地域スポーツ団体等との連携 | |

(2) 魅力的なプログラムサービスの拡充

| 取り組み内容 | 課題 |
|-----------------------------|---|
| ①子どもの体力・基礎運動能力向上事業の推進 | ①魅力ある事業の充実 |
| ②子どもの競技力向上・育成事業の推進 | ②戦略的なジュニア期からの育成とスポーツ指導者の資質向上 |
| ③成人・高齢者基礎運動能力向上・生涯健康推進事業の推進 | ③-1 各世代のニーズに応じた事業の充実 -2 高齢者を対象とした事業の充実 |
| ④障害者スポーツの推進 | ④障害の種類・程度に応じた事業の充実 |
| ⑤施設の特性に応じたプログラムサービスの拡充 | ⑤空き施設・空き時間を活用したプログラムサービスの充実 |
| ⑥広報・広聴のさらなる推進 | ⑥効果的な広報・広聴手段の活用 |
| ⑦区内大学・民間・NPO法人等と連携した事業の推進 | ⑦区内大学・民間・NPO法人等との事業協力体制の強化 |
| ⑧ニーズに応じた付加価値のある事業の充実 | ⑧財団独自のライフスタイルに合わせたプログラムサービスの充実 |

(3) 安全・安心で快適な施設の管理運営及び拡充の取り組み

| 取り組み内容 | 課題 |
|-----------------------|------------------------------------|
| ①安全・安心対策の充実 | ①大規模災害にも備えた安全・安心対策の充実 |
| ②快適な施設利用の促進 | ②多様な利用者ニーズに応じた利用者サービスの提供 |
| ③新たなスポーツ施設の受託に向けた取り組み | ③情報収集強化及び受託することの有効性の検討 |
| ④指定管理者獲得に向けた取り組み | ④他団体による取り組み内容の調査・分析強化及び施設管理運営方法の改善 |

第3章 「世田谷区スポーツビジョン」の施策

第1章で示した「計画の目標」を達成するため、計画の3本の柱ごとに重点的に取り組むべき項目を設定して、スポーツ施策への取り組みを進めます。その取り組みと目標を定めたものを、以下に挙げます。

I 地域スポーツの推進

【目標】

「地域スポーツの推進」を担う世田谷区の豊かな「人材」を活用し、区民が主体となってスポーツ活動ができる機会を提供します。

【具体的な取り組み項目】

- 取組 I-1 総合型地域スポーツクラブの活動支援
- 取組 I-2 賛助会員との連携
- 取組 I-3 地域資源の活用と人材育成
- 取組 I-4 スポーツに触れる機会の拡大
- 取組 I-5 スポーツをする場の提供

◎各取組の目標・内容

▶取組 I-1 総合型地域スポーツクラブの活動支援

総合型地域スポーツクラブの設立・活動支援については、区及び財団においてスポーツ振興の主要な施策として積極的に取り組み、平成26年3月現在では7つの総合型地域スポーツクラブが設置されています。地域の特性に合わせた取り組みを展開し、子どもから高齢者まで世代を越えた交流が生まれ、地域コミュニティの活性化に寄与しています。

各クラブが安定的に運営できるように、区やスポーツ推進委員との連携を強化しながら、実状に適した方法で活動支援を行います。さらに、クラブ活動やイベント等を各地域を主体として広く紹介し、認知度アップへの取り組みを行います。

また、各クラブ間で相互支援や情報共有が出来るよう連絡・連携体制を整え、クラブスタッフへの更なる支援強化策を実施するなど、各クラブが活動しやすい環境の整備を図ります。

▶取組 I-2 賛助会員との連携

賛助会員である、区内のスポーツ・レクリエーション団体とは、ジュニア育成事業や区民体育大会をはじめ、様々な財団主催事業の運営に協力を得ており、区内で地域スポーツを推進していくにあたり、賛助会員との連携・協働は今や必要不可欠となっています。

区民の多様なニーズに沿った質の高いスポーツ・レクリエーション事業を展開するため、賛助会員との相互協力体制のさらなる強化を図り、賛助会員が主体的に企画・運営するための支援強化に取り組むとともに、スポーツ団体に対しては社会的責任を果たす必要があるという「ガバナンスの強化」を働きかけていきます。

また、賛助会員が独自の大会等を実施したり各種大会へ参加する際は、効果的な支援を実施し、世田谷区の体育協会としての役割を果たしていきます。

▶取組 I-3 地域資源の活用と人材育成

世田谷区には、地域スポーツ活動を推進する豊かな「人材」があり、その最大限の活用が求められています。今後も、区内大学やスポーツ研究・医療機関などをはじめとした様々な地域組織や民間団体、企業のほか、地域スポーツのコーディネーターであるスポーツ推進委員と連携して地域貢献事業等により積極的に取り組みます。

また、地域での様々なスポーツ活動を支えるため、幅広く対応できるようにスポーツ指導者の人材確保・育成に取り組めます。

▶取組 I-4 スポーツに触れる機会の拡大

2020年の東京オリンピック開催決定を契機として、スポーツを区民にとってより身近なものとするため、トップアスリートなどの優秀な技術や経験を地域スポーツの人材育成に活用し、地域スポーツのすそ野の拡大及び底上げを図ります。

また、区民が実際にスポーツを「する」だけでなく、トップアスリートの競技を「観る」ことによってスポーツの興奮や感動を共有したり、ボランティア活動で「支える」といった多様な関わり方に応じた、スポーツに触れる機会を拡大していきます。

▶取組 I-5 スポーツをする場の提供

区民がスポーツを楽しむ場として区内のスポーツ施設や小中学校が利用されていますが、スポーツニーズの高まりにつれ施設不足の問題が深刻化しており、利用できる場の充実が求められています。

限りある施設を有効活用するため、これまで区民に開放されていなかった学校や民間施設の開放に向けた区のサポートや、既存施設の利用時間の見直し等を行うことにより、スポーツをする場の拡充に向けて取り組みます。

さらに、既存施設の利用環境を整え、実施できる競技種目の拡大をしたり、スポーツ施設以外や身近な地域での事業の展開に取り組めます。

II ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

【目標】

子どもたちの体力づくりとスポーツに親しむ習慣づくりや、成人のスポーツ実施率の向上のほか、高齢者や障害者のスポーツ活動を推進し、財団ならではの様々な事業を展開して、各種事業参加者並びに、施設利用者の拡大を図ります。

【具体的な取り組み項目】

- 取組 II-1 子どものスポーツ・運動をする機会の充実
- 取組 II-2 成人・子育て世代のスポーツ活動の推進
- 取組 II-3 高齢者のスポーツ活動の推進
- 取組 II-4 障害者のスポーツ活動の推進
- 取組 II-5 競技力向上施策の推進とスポーツの好循環の創出
- 取組 II-6 施設の特性を生かしたプログラムサービスの拡充
- 取組 II-7 広報・広聴機能の充実

◎各取組の目標・内容

▶取組II-1 子どものスポーツ・運動をする機会の充実

子どもの体力低下の理由として、スポーツ・運動をする子しない子の二極化があげられます。スポーツ・運動をしない子の中には、住む場所や核家族といった家庭環境や生活環境の影響によって、体を動かしたくても動かせない子どものほか、体を動かすことで生まれる達成感や爽快感といった醍醐味を知らない子どもがいます。

このような問題を解決するため、スポーツをしない・できない子でも手軽に参加できる、参加したくなる事業を実施していくほか、保育園や幼稚園、学校と連携して、発達・成長段階に応じた事業を展開するなど、よりスポーツ・運動に親しむ機会を増やします。また、体力・基礎運動能力の向上事業を充実させることにより、定期的なスポーツ・運動への参加を促します。

▶取組II-2 成人・子育て世代のスポーツ活動の推進

成人・子育て世代にスポーツ活動を習慣づけることが、将来的には親・子・孫三世代のスポーツ実施率を上げることにつながるといわれています。しかし、区民意識調査の結果を見ると、1年間でスポーツを行わなかった理由として、39.1%の方が「仕事・家事・育児が忙しくて時間がないから」をあげています。

開催時間や場所等に工夫をこらした、成人・子育て世代の方にも参加しやすい事業を実施し、家族そろっての体力向上や健康増進に取り組みます。

➤取組Ⅱ-3 高齢者のスポーツ活動の推進

区民意識調査によると、運動を行わない理由として「年をとったから」が上位にあげられており、今後もますます増える理由のひとつです。

高齢化社会が進行している中、高齢者を対象とした事業のより一層の充実が求められており、区の関係機関や地域スポーツ団体のほか、町会や自治会・区内にある100近くの高齢者クラブなどと連携しながら、健康増進や体力維持を目的とした、高齢者の方が参加しやすいスポーツイベントや事業を実施していきます。

➤取組Ⅱ-4 障害者のスポーツ活動の推進

スポーツ基本法には、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類や程度に応じ必要な配慮をしつつ推進することとしています。

これまで、財団では軽度な障害のある方を対象とした運動・水泳教室やボウリング、サッカー教室を自主事業として実施し、健康増進や体力向上を図るとともにスポーツ・運動することの楽しさ、喜びを感じる機会を提供してきました。

これをさらに推進するため、区の関係機関や障害者関連団体等と連携し、障害の種類や程度に応じた事業展開や、障害のない人とも一緒に活動できる事業・イベントに取り組むとともに、障害者のスポーツを支える人材の育成や支援強化に努めます。

また、財団としてできる限りの障害者が利用しやすい施設づくりに取り組み、スポーツに参加しやすい環境の整備を図ります。

➤取組Ⅱ-5 競技力向上施策の推進とスポーツの好循環の創出

スポーツ基本計画において、競技力向上を図るためには、ジュニア期からの戦略的育成の強化が重要とされており、2020年オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決まったことから、ますます世界で競い合うトップアスリートの育成強化が求められます。

このことから、国際舞台で活躍できる選手の育成に向けたトップアスリートの発掘や育成支援の強化を目的とした事業の充実を図ります。将来的には、育成されたトップアスリートが事業の講師として戻ってくる好循環サイクルの確立に取り組めます。

また、世田谷区の体育協会の役割として、区民が自身の能力に応じて競技力を向上させたり、日頃の成果を発揮できる事業・大会等を充実させます。

➤取組Ⅱ-6 施設の特性を活かしたプログラムサービスの拡充

各世代が気軽に、継続的にスポーツに参加できるよう、財団が管理する総合運動場、千歳温水プールを中心にして、魅力的なプログラムサービスを提供しています。

区民のスポーツ活動を支えるため、利用が少ない施設や空き時間を活用したプログラムサービスを一層充実させ、限りある施設を有効活用します。また、各種統計データや施設特性を分析し、区民ニーズに応える多様なプログラムを実施します。

➤取組Ⅱ-7 広報・広聴機能の充実

様々な情報を収集する手段とし広く普及しているインターネットを利用し、施設利用や事業参加についての情報をリアルタイムで提供するため、財団独自のホームページを活用しています。また、毎月25日発行の「文化・スポーツ情報ガイド」、年4回発行の広報誌「Sports Information（世田谷区スポーツのしおり）」など紙面での情報提供も行い、誰にでも分かりやすい広報活動を実施しています。

今後さらなる情報収集や情報提供の充実を図り、一方通行な情報発信ではなく、ソーシャルネットワーク等の活用や障害者に配慮した情報発信、区民との双方向型コミュニケーションができる広報・広聴体制等の整備について、広く検討して推進していきます。

また、利用者ニーズに沿った事業や施設を目指し、常日頃から事業参加者や施設利用者へのアンケート調査を実施・検証し、これを活用していきます。

Ⅲ 安全・安心で快適なスポーツ施設運営及び拡充

【目標】

スポーツ施設の安全・安心かつ快適な利用環境を創出し、安定的な管理運営及び、新たな管理施設の獲得を目指します。

【具体的な取り組み項目】

- 取組 Ⅲ-1 災害に備えた安全・安心な施設づくり
- 取組 Ⅲ-2 快適な施設利用の推進
- 取組 Ⅲ-3 安定的な施設管理体制の推進
- 取組 Ⅲ-4 新たな管理施設の獲得に向けた取り組み

◎各取組の目標・内容

▶取組Ⅲ-1 災害に備えた安全・安心な施設づくり

区民に安心して施設を利用していただくため、各施設の安全管理マニュアルに基づき、防火管理者を中心とした施設管理体制の強化や日常的な設備機器・救助用具の点検を行うなど、職員の安全管理意識を高めます。そして、職員の防災能力の向上のため、定期的に防災計画などの見直しを図るとともに、効果的な防災訓練を実施していきます。このほか、地域と一体となった訓練を計画し、地域住民も含めた災害訓練等に取り組めます。

また、各施設に配備してある防災用品や災害備蓄品を充実させていくとともに、各施設間でこれを共有利用することを含めて有効的に活用します。

さらに、東日本大震災など過去の教訓を活かし、関係機関と連携し大規模な災害を想定した「災害対応マニュアル」を策定し、各施設において帰宅困難者や避難者を受け入れる事態となった場合でも、迅速に対応できるよう備えます。

▶取組Ⅲ-2 快適な施設利用の推進

常に利用者の声や社会情勢などを把握して、ニーズに応じた利用者サービスの向上を推進するとともに、従事者の教育や研修体制を整備・強化することで、施設利用者が満足できる施設運営を行います。

また、多言語の利用案内や表示物などにより、外国人の方でも快適に施設を利用することができる環境を整備するなど、今後更なるユニバーサルデザイン化を促進することにより、すべての人が利用しやすい施設づくりに努めます。

▶取組Ⅲ-3 安定的な施設管理体制の推進

全国における管理施設の取り組みを定期的に調査・分析し、管理施設の事業運営等に活用します。また、自己評価など内部における評価だけでなく、第三者による外部

評価や利用者アンケート調査を行い、より良いサービス提供を実施するとともに、財団の認知度向上に取り組みます。

さらに、管理施設において効率的な施設運営を行うため、事業運営手法や施設管理体制の見直しと改善に努めて、財団組織の充実化を図ります。

このほか、施設管理に有効な資格取得など、職員の教育・研修体制を整備して、職員の人材育成を推進します。

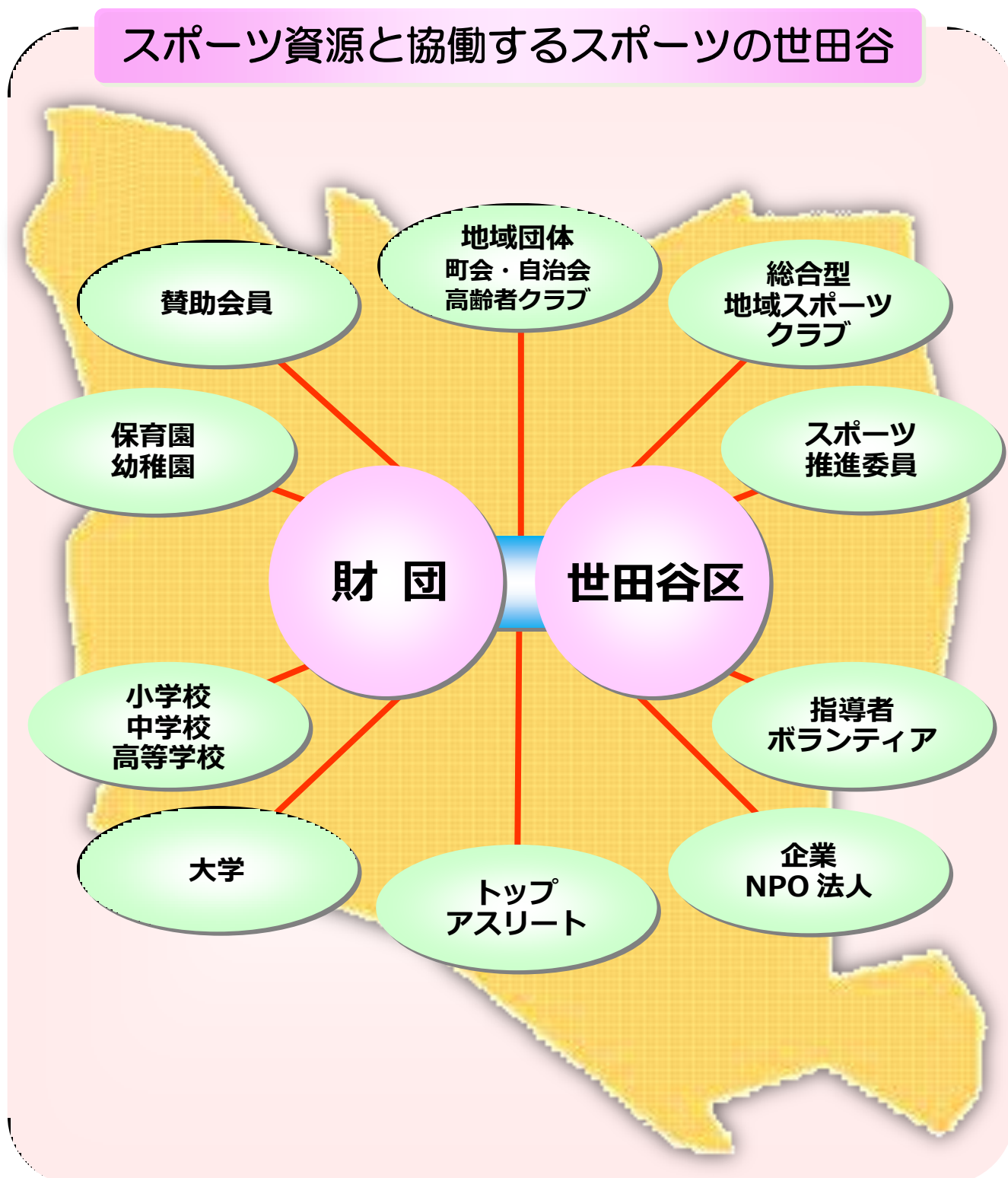
▶取組Ⅲ-4 新たな管理施設の獲得に向けた取り組み

区内のスポーツ施設を一元的に管理することにより、より効率的な運営が可能となるだけでなく、多様化する区民ニーズに対応し利便性の向上にもつながります。

また、区の方針や計画の動向に注視し、常に情報収集に努めながら、既存のスポーツ施設やスポーツ施設以外の施設も含めた、新たな管理施設の獲得に取り組みます。

第4章 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、賛助会員をはじめとして、総合型地域スポーツクラブ、町会・自治会や高齢者クラブなどの地域団体、企業、NPO法人、学校、スポーツ推進委員、指導者、ボランティア、トップアスリートなど、あらゆるスポーツ資源と協働し、笑顔あふれる「スポーツの世田谷」を目指します。



世田谷区スポーツビジョン
～「スポーツの世田谷」をめざして～

平成26年3月 発行

公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団

〒157-0074 東京都世田谷区大蔵4-6-1
電 話 03(3417)2811
FAX 03(3417)2813
URL <http://www.se-sports.or.jp>



I・D・D・I

いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも



アイティ

◇アイティは（公財）世田谷区スポーツ振興財団のマスコットキャラクターです。